

**国際ロータリー
2004年規定審議会
決議報告**

全ロータリー・クラブ各位

国際ロータリーの規定審議会は、2004年6月13日-18日、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI細則第8.140.2項の手続きに基づき、採択された100の立法案を含め、審議会による決議をここにご報告いたします。

審議会では、計476の立法案が審議されました。この中には250の制定案(RIの組織規定を改正する立法案)と226の決議案(RIの組織規定の改正を求める立法案)がありました。これらのうち、審議会は50の制定案および50の決議案を採択しました。審議会は7つの立法案を、理事会による今後の検討に委ねました。審議会では160の立法案が否決され、162の立法案が撤回されたか、もしくは撤回されたとみなされました。47の立法案が棚上げされました。採択された100の立法案のうち、89は提案された通りに審議会によって採択されましたが、11つは修正の上採択されました。これら修正されて採択された立法案は、報告書に番号の上に*を付けて記載されています。修正を加えることで必要が生じたならば、立法案の表題は修正案の意図を正確に表すように変えられることにお気付きになったことと存じます。

本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出した形を取っています。
現行の組織規定への変更した場合、新しい言文には下線を引き、削除する原文には削除線が引いてあります。

採択されたこれらの立法案をお読みになるときには、各立方案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。採択された各制定案は、現行の組織規定を改正してそれぞれの目的に合うよう起草されています。文書の同じ個所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相關するすべての変更は、2004年手続要覧を作成する時に加えられます。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第8.140.3項に準拠し、クラブは採択制定案または採択決議案のいずれに対しても、本書式を用いて反対を表明することができます。漏れなく記入した書式は、**2004年10月18日**までにエバントンの世界本部に**必着しなければなりません**。もしその時点までに、投票権のある全クラブの10パーセントもしくはそれ以上の数のクラブが、審議会が採択した立法案のいずれかに反対の表明をした場合、この立法案は「一時保留」とみなされます。投票用紙が用意され、一時保留から1カ月以内に各クラブに配布されます。投票は、一時保留とされた立法案について審議会決定の賛否の問題を提起するものとします。投票はRI細則8.140.5、8.140.6、8.140.7の各規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の立法案は無効となるかまたは復権するかが決まります。

各クラブは、審議会の決議のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書の巻末の書式に記入し、返送くださるようお願いいたします。クラブが2004年規定審議会の決議に反対しない場合には、何も提出される必要はありません。

Ed Futa

エド・フタ(布田)
事務総長

採択制定案 04-18

相互参加型(インターラクティブ)のクラブのウェブサイト活動を 30 分行った場合には
出席と認められる件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 249 ページ)

第 8 条 出席

第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

(a) 例会の前後 14 日間。本クラブの例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。あるいは、

(7)クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

(本文終わり)

採択制定案 04-19

ロータリー親睦活動を例会出席とみなす件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 249-250 ページ)

第 8 条 出席

第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

(a) 例会の前後 14 日間。本クラブの例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、

(1)他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席すること、または、

(2)ローターアクト、インターラクティブ・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターラクティブ・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊またはロータリー親睦活動の例会に出席すること、または、

(本文終わり)

採択制定案 04-25

転勤による出席規定を改正する件
標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 249-250 ページ)。

第 8 条 出席

第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(e) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。会員が転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の替わりとなる。

(本文終わり)

採択制定案 04-27

出席記録から、会の員理由のある欠席を除外する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 253 ページ)

第 8 条 出席

第 2 節 理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) 理事会承認の条件と事態に従つた欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 3 節 RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 4 節 出席の記録。本条 2 節 (a) または (b) 項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

(本文終わり)

採択制定案 04-29

出席記録から、会員の理由のある欠席を除外する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 251 ページ)。

第 8 条 出席

第 2 節 理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であること。さらに対象規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 3 節 RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 4 節 出席の記録。本条 2 節(a)と(b) 項および同条 3 節に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

(本文終わり)

採択制定案 04-35

クラブの名称またはクラブの所在地域の変更に関する規定を、クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の 3 分の 2 の賛成投票に改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 255 ページ)。

第 18 条 改正

第2節 第 2 条と第 3 条の改正。定款の第 2 条(名称)および第 3 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、すべての投票する出席会員の過半数最低 3 分の 2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めるなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-39

試験的プロジェクトの時間制限を 6 年に延長する件
国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 184 ページ)

第 5 条 会員

第4節 例外。本定款もしくは RI 細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブはその上限数を 200 とする。この試験的プロジェクトの実施期間は、5-6 年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した際、RI 加盟の承認、または再編成の許可を得たクラブの定款は、その時点で効力を持つ標準クラブ定款でなければならない。

(本文終わり)

採択決議案 04-45

スポンサー・クラブの最低会員数を 20 名に変更することを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

現在、スポンサー・クラブは会員数を 25 名要するという規定は、会員増強を妨害し、有資格のクラブがその望ましい増強に尽力することを妨げている。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、他のクラブをスポンサーすることに尽力するクラブの必要会員数に関する規定を改正し、スポンサー・クラブの会員数を 20 名に減少することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-46*

クラブの合併を承認する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 191 ページ)

第2条 国際ロータリーの加盟会員

2.050. クラブの合併

合併を求める同一地区内の 2 つまたはそれ以上のクラブは、それぞれのクラブが RI に対する金銭上その他の義務を完済している限り、理事会にその旨申請するものとする。一つ以上のクラブが存在する同じ地域に、合併したクラブを結成することができる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。理事会は、合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の 1 クラブあるいは全クラブの RI の名称、創立年月日、徽章およびその他の記章を保持することを許可しても差し支えない。

(本文終わり)

採択制定案 04-49

会長エレクトに、PETS および地区協議会に出席していなければ、任期に就くことを禁じる件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 251-52 ページ)

第9条 理事および役員

第5節 役員の選挙

- (c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならぬ。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席せず、免除されて、指名された代理を代わりに派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長として就任できないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-50*

クラブの会長ノミニーの役職名を創設する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 251 ページ)。

第 9 条 理事および役員

第 5 節 役員の選挙

- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に、選挙し、選挙されたならば会長ノミニーとして奉仕するものとする。会長に選ばれた者ノミニーは、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務める後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-60

沿革史編纂/史料保存委員会をクラブ奉仕部門に加えるよう考慮することを
国際ロータリー理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次のことを考慮することとする。

ロータリーの創立百周年は、それぞれのロータリー・クラブがその奉仕活動の沿革史を、地元ニュース報道機関をはじめクラブ入会見込み者たちと分かち合うための理想的な機会である。

クラブの達成してきた奉仕活動の成果を公報することが、地域社会における建設的なロータリーのイメージを創り出すのに役立つことになる。しかるが故に、

クラブ奉仕部門に「沿革史編纂/史料保存」委員会を設置するようクラブを奨励すること。「沿革史編纂/史料保存」委員会は、地元および国際レベルの地域社会に対し奉仕したその概要や写真資料の文献を収集、維持するものとする。同委員会は、クラブの沿革史編纂担当者および史料保存責任者の両命を任命することができる。史料保存責任者は、歴史的な資料の収集を監

督し、保存にあたる。クラブ沿革史編纂担当者は、実施されたクラブの社会奉仕、職業奉仕、および国際奉仕プロジェクトの活動を記述し、毎年、内容を最新のものにするものである。クラブ沿革史に関する発行冊子は、入会見込み者およびゲスト講演者の両方に関心を起こさせ、また記念行事や式典において、創立記念日から現在までのクラブの地域社会に対する貢献を広報する機会が設けられた際に広報委員会にとっても有用な資料となる。

(本文終わり)

採択決議案 04-61

クラブのレベルにおいて、常任のロータリー財団支援委員会を設置することを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

効果的なクラブの定義の一部はロータリー財団を支援することである。

ロータリー財団は、その目標を推進し、世界各地で行われるプログラムに資金を支給する資金力を増すため、永久的にクラブの支援が必要である。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、標準ロータリー・クラブ細則を改正し、クラブ・レベルで、以下の特徴を有する常任ロータリー財団支援委員会を設置するよう考慮することとする。

この委員会は、特定のクラブの会員に、ロータリー財団を支援し、自主的な寄付および財団プログラムへの参加を奨励することを指示し、助力する計画を組織し、設ける。この委員会の委員長は、財団に関連するクラブ活動に関する責務を担い、既設のまたは創設されたすべての委員会が、その委員会に係わる作業を実施するにあつたての指導と調整に当たる。例えば、

- 1) 寄付推進委員会
これは、ロータリー財団への自主的な寄付を奨励する委員会である。
- 2) プログラム参加委員会
これは、クラブのロータリー財団プログラムへの参加を奨励し、調整し、その活動用に指定された資金の持続性と適切な活用を確認する委員会である。

(本文終わり)

採択決議案 04-64

クラブがロータリーの専門職務的性格を強めるために努力させることを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

国際ロータリーは、専門職務的特徴に基づいて創設された。しかるが故に、

国際ロータリーは決議により、RI 理事会は、クラブに、会員の期待を満たし、今日における専門職の環境要件に順応するため、大会、専門職に関する会合、討論会、証言、体験の共有など職業奉仕活動を増やすよう努力させることを考慮することとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-77

クラブの所在地域から移転する正会員の会員身分の存続/終結の規定を改正する件

国際ロータリー一定款を次のように改正する（手続要覧第 183 ページ）

第 5 条 会員

第 2 節 クラブの構成

- (a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。
- (i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか；または
 - (ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること；または
 - (iii) 本サブセクションのサブサブセクション (i) または (ii) に挙げたいかなる地位からも退職していること

そして

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員が同一の職業分類において依然として活動しているクラブ会員身分に伴うすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。~~会員が引退した場合、または3年もしくはそれ以上奉仕した会員が住居または事業場を移転したため、上述の地域に関する必要条件を満たすことができない場合、クラブは、同会員の会員身分をそのままの職業分類で維持することができる。~~

更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 252 ページ）。

第 11 条 会員身分の存続

第 2 節 自動的終結

- (a) **会員資格条件。**会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
- (1) 理事会は、正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件を引き続き満たしていないなければならない；また
 - (3) ~~自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1 年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件~~

~~を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。~~

(本文終わり)

採択決議案 04-80

会員の終結に関する規定を改正する立法案を次回の規定審議会に提案することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリアンの会員身分が終結した場合の仲介の可能性について細則で言及されているが、それと同時に、仲裁の手続きあるいは仲裁の権限に関するいかなる記述も欠如している。

仲裁者はすべての手続きを手配し、再調査しなければならないが、事態の全側面を明白にし、オランダでよく行われているような手続き上および周辺事項の公正な再調査を行うに十分であるかどうかを自分自身に問うた後にのみ、そうすることができる。

事態を完全に再調査および再考察するために、仲裁者は、当事者および目撃者(ロータリアン以外を含む)から聴取を行うのに妥当な幅広い権限を与えられるべきである。そこでもまた、現在の細則に欠如しているような幅広い手続き上の規則が前提として必要とされる。

仲裁の趣旨および仲裁者の委託権限に関する明確さが欠如しているため、定款・細則委員会が本件について再検討し、細則でさらに幅広く、すなわち仲裁の新規則を定義することによって新たな法令の規定を含むなど、終結に関する問題を定めるためにより良い案を提起すべきではないかとの疑問が起こっている。

通常、法律は、組織の最高決定機関が会員の総会であり、組織内のあらゆる形態の権限は会員の総会に属しており、組織の定款がその権限の一部を理事会に委任していることを明文化している。

ロータリーの会員は特別な性質を備えている。すなわち、新たに会員となる者は会員身分を申し込むのではなく、職業分類委員会および会員組織委員会によってクラブ内で必要な準備が整えられた後に招請されるのである。つまり、全会員に異議(そのようなものがある場合)を唱える機会が与えられているのである。

ロータリーはただ単に、会員のために活動を提供する機関ではない。ロータリーのあらゆる特徴にも増して、会員同士の相互的な親睦を培うことを願っているのである。その場合、会員身分の終結が理事会の手に委ねられるのは自然であるとは思われず、その代わりに全会員による合同協議によって決定されるべきである。

現在の細則の下では、仲裁の可能性が設けられたという事実は理論上のみであり、結局のところ、我々は理事会と当該会員の間の意見の相違を扱っているのである。後者が同僚会員を信頼していない場合には、論議を外部の第三者に委ねることもできる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次のことを考慮することとする。
会員身分の終結は総会により(当然のことながら、その件が議事に載せられ、事前に会員に送

付されねばならないなど、通常の条件付きで)決定されるものとし、仲裁に関する事項を取り消すよう、細則を訂正するための立法案を次回の規定審議会に提出する。

(本文終わり)

採択制定案 04-81

ロータリー・クラブへの再入会の規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 252 ページ)

第 11 条 会員身分の存続

第 2 節 自動的終結

- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2 度目の入会金を納めることを要しない。

(本文終わり)

採択制定案 04-82

会費不払いのために会員身分を終結するという規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 253 ページ)、と国際ロータリーは次のように制定する。

第 11 条 会員身分の存続

第 3 節 終結—会費不払

- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている本定款の第 7 条、第 2 節と一致しない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

(本文終わり)

採択決議案 04-84

新クラブの結成において 1 つの職業分類につき 2 名の会員を認めることを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

1 つの職業分類につき 5 名あるいは総会員数の 10% と定める新たな職業分類の原則を採択することにより、会員の入会が激増する可能性がある。

新クラブの形成において、最低 40 の職業分類を有する所在地域においては、1 つの職業分類につきわずか 1 名の会員しか入会できないとされている。このような場合、所在地域に 200 名の有資格会員がいても、選ばれるのはわずか 40 名に限られてしまう。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、1 つの職業分類につき 1 名の会員とするかわりに、1 つの職業分類につき 2 名にまで増やし、それによって新クラブを容易に結成し、発足時からより多くの会員を有することができるようすることとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-88

名譽会員の選考基準を修正する件

RI 細則を次のように改正すると国際ロータリーは制定する（手続要覧第 192 ページ）

第 4 条 クラブの会員身分

4.050. 名譽会員

4.050.1. 名譽会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために賞賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの運動を恒久に支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名譽会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名譽会員身分を保持できる。かかる会員の身分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 248 ページ）

第 6 条 会員身分

第 6 節 名譽会員

- (a) 名譽会員の資格条件 賞賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの運動を恒久に支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名譽会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名譽会員身分を保持することができる。

(本文終わり)

採択制定案 04-92

移籍会員または元クラブ会員の職業分類が充填されている場合でも、移籍会員または元クラブ会員を正会員に選出できるよう、またその会員の比例人頭分担金の支払いを免除できるようクラブに認める件

国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第 184 ページ）

第 5 条 会員

第 2 節 クラブの構成

(b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

さらに、国際ロータリーの細則を次のように改正する

第4条(手続要覧第191ページ)

第 4 条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が貸与されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

および第17条(手続要覧第238-239ページ)

第 17 条 財務事項

17.040. 支払時期

17.040.2. 四半期人頭分担金

会費を支払う半期の7月1日もしくは1月1日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおのにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。1995-96年度より米貨8ドル75セント。しかし比例人頭分担金は、第4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする。比例人頭分担金は10月1日と4月1日に支払うものとする。その金額は、規定審議会だけが変更できる。

更に標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する

第6条より(手続要覧第248ページ)

第6条 会員身分

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

および第7条(手続要覧第249ページ)

第7条 職業分類

第2節 制限。 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類のもとで継続することができる。

(本文終わり)

採択決議案 04-111

模擬国連総会(MUNA)を RI の公式プログラムとして採択することを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

模擬国連総会(MUNA)は、これまで、1980年以来オーストラリアとニュージーランドの全地区、および1989年以来その他の国において運営されてきたが、若者たちが国連組織の仕組みの理解と有用性の認識を確立するのを助長する趣旨をもった卓越した地区青少年プログラムとして幅広く認められている。

模擬国連総会は、国際理解と友好、ロータリーの今後につながる目標を増大するために創設されている。

1945年に、サンフランシスコにおける国連憲章採択会議において29の代表団に49名のロータリアンがおり、ロータリーの目標は国連の目標と平行して継続されている。

このプログラムを、更に、世界中のロータリー地区に拡大する妨げとなるのは、模擬国連総会を実施する際、地区が適切な手引き用意するのが難しい点である。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、模擬国連総会(MUNA)は、これまで、オーストラリアとニュージーランドの全地区およびその他の国において運営されてきたが、若者たちが国連組織の仕組みの理解とその価値を育成する卓越した地区青少年プログラムとして認め、ロータリーの公式プログラムとして採択することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-116

自分の事業を始める若者に対する職業的支援を提供し、若年雇用ネットワーク(YEN)を支援するようクラブを奨励することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーの奉仕の主要分野は、ロータリーの綱領に示されているように、事業および専門職務にある。

2002 年、国際連合総会は、しっかりと生産性のある仕事を見つける真の機会を若者に与えるという決議第 57/165 号を全会一致で承認した。

2002-2003 年度、第 1710 地区(フランス)と第 3810 地区(フィリピン)が、国連事務総長によって導入された YEN(若年雇用ネットワーク)の試験的プロジェクトの成功に貢献した。

2002-03 年度、アフリカ、アメリカ大陸、アジア、ヨーロッパの多くのロータリー・クラブが、YEN を通じて成功した数多くのプロジェクトに取り組んだ。

世界中の何千もの他の若者は事業を始めたいと望んでいるが、融資を確保できないために信用を得ることができずにいる。

2005 年は、ロータリー100 周年および国際小口金融年の両方にあたり、したがって、ロータリーが小事業の創造を支援するにあたり、自らがリーダーとなる絶好の機会となるであろう。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、自分の事業を始める若者に職業的支援を与えるようクラブに奨励し、「ロータリー・ワールド」やロータリーのウェブサイトなどのロータリー出版物を通じて、YEN に協力することの利点をクラブに正式に通知することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-118

教育プログラムとして「人生のためのロータリー教育(仮訳=Rotary Educating for Life)」を採用することをロータリー・クラブに奨励することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーの綱領の理想に関する声明は、それ自体教育的目的であり、ロータリーとロータリー財団のプログラムの開発を通じて人間の生活の質を高めようとするものである。

全クラブが教育プログラムとして「人生のためのロータリー教育」を採用するならば、ロータリアンや地域社会にとって、非識字率や貧困、無理解がさらに増している世界におけるより良い生活のために教育が必要であるという理念が強化されることになる。

人生の教育によってロータリアンが平和の達成に貢献していることを世に示すことで、ロータリーが人類に提供する奉仕の目的を一般の人々により良く理解してもらえる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、そのあらゆる奉仕および表現における教育的規範として「人生のためのロータリー教育」の方策を採用するよう世界中のロータリー・クラブに奨励することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-119

RI 理事会に、被災地のガバナーが報告した災害救援要請のみを考慮するよう要請する件

RI 災害救援活動の中止により、

災害急報の発表と伝達が打ち切られた。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブが所属する地区のガバナーがクラブから要請された災害救援を、国際ロータリー理事会に通知した場合のみ、その通知を真実とし、RI ウェブサイトを活用し、またはその他理事会が妥当であると判断した方法で、その災害情報を発表し、記録を保管し、その要請事項ならびに該当する寄付情報に関する銀行の詳細を列挙することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-121

奉仕の機会に関する項目に関する項目に关心を抱くすべてのクラブをつなげるネットワークの設立を考慮するよう、RI 理事会に要請する件

我々は皆、奉仕の機会に関する項目について知っている。それらはすべてロータリー・クラブにとって重要なツールであり、世界的危機においてこれらの重要性はさらに増してきており、恐らくはもっと加えるべきだと我々は信ずる。

これらの各点について RI が熟考するとしても、このような主題に关心のある全クラブをつなぐような世界的なロータリーのネットワークを確立することが必要である。この世界的ネットワークは、各ゾーンおよび準ゾーンに連絡を担当する拠点を置き、各地区にも連絡担当者を置く。ロータリーの世界において何が行われているのかを知るため、またゾーンごとの担当者およびロータリーにとっては各地区内のクラブからの情報を交換するため、地区の連絡担当者は連絡網を確立する。

これによって以下が得られると考えれる。

- リストに掲げられた活動に关心を持つすべての人々同士のつながり。

- これらの点に関する活動の評価、および世界的 MOS(奉仕の機会に関する項目 = Menu of Service Opportunities) ネットワークを通じて、この活動の現在および将来に関する意見を知ること。
- クラブにおいてこれらのツールを用いることは有用であると思われる。
- 各地区が MOS プログラムの担当者を持つことで、最も重要な活動を開始するためのネットワークを確立したり、利用したりすることができるようになると考えられる。

さらに、各拠点からの報告があれば、理事会もまた経験に基づいてリストそれ自体やリストに附加すべき項目、排除すべき項目などに関する評価や決定を行うことができる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、奉仕の機会に関する項目に関する全クラブをつなぐロータリーの世界的ネットワークを確立することを考慮することとする。この世界的ネットワークは、各ゾーンおよび準ゾーンに連絡担当者のいる拠点を置き、各地区にはロータリー世界で行われていることに関する情報を交換するための連絡担当者を置く。

(本文終わり)

採択決議案 04-129*

年齢 8 歳から 14 歳までの子供たちのための青少年クラブの承認を考慮するよう RI 理事会に要請する件

1995 年に、アグアス・デ・サン・ペドロ・ロータリー・クラブ(第 4590 地区)は、遊びを通して奉仕を推進する年齢 8 歳から 12 歳の子供たちのための最初のロタキッド・クラブを創設した。

最初のロタキッド地区セミナー、「奉仕することを学びましょう」を 2000 年 9 月 29 日にカンピナスにおいて催し、運動の推進と強化にあたった。

現在、第 4590 地区には 6 つのクラブが活動している。それらは、アグアス・デ・サン・ペドロ、リオ・クラローサル、アララス、リオ・クロ、ピラスナンガおよびイタピラである。

遊びを通しての奉仕の哲学は、子供たちの認識を高めるにあたって極めて肯定的な結果をもたらしてきた。

ロータリアンの援助により、リオ・クラローサル・ロタキッドは、その創設以来、およそ 2 トンのアルミ缶を回収し、その結果、ロータリー財団へ米貨 2,000 ドルの寄付を行った。

全てのロタキッド・クラブは、車椅子運動、植樹しおもちゃを運動、および児童擁護施設や高齢者の避難施設訪問といったロータリー・クラブキャンペーン活動に協力してきた。

ロータキッドの子供たちは、ロータリー・クラブの例会と特別例会に出席し、それ故、ジョナサン B. マジアベ会長の願いを実現し、ロータリー家族を発展させている。

ロータキッドの子供たちは、インタークトと同じような青少年活動に参加し、提唱クラブは、彼らを真の奉仕の協同者と考えている。

国際ロータリーの決議により、年齢 8 歳から 14 歳までの子供たちに指導能力および協力する技能を推進する青少年クラブを承認することを考慮するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-140

管理委員の数を 13 名から 15 名に増やし、RI 理事会によって選出されるようにする件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 244 ページ)

第 22 条 ロータリー財団

22.020. 管理委員会

会長が、理事会の承認を得て、任命した 13 会長エレクトを含め、理事会メンバーから提出された推薦の中から理事会が選出した 15 名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-143

財団の年次報告書に、管理委員会の委員長および次期委員長に弁済されたすべての経費、ならびに代わって支出した総額を明記するよう規定する件

RI 細則を次のように改正する (手続要覧第 245 ページ)

第 22 条 ロータリー財団

22.070. 管理委員会の報告

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年 1 度 RI に報告するものとする。
財団の年次報告は、各事務局ごとに、管理委員会の委員長および次期委員長に弁済されたすべての経費、ならびに代わって支出した総額を明確に記載するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-146

低所得国の地区に奨学金を寄付するよう、高所得国の地区に呼びかけることを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

奨学金に関する既存の文書(「手続要覧」第 151~152 ページ)は、奨学金を寄贈することによって勉学に値する低所得国の候補者を支援することが「できる」ということを、高所得国の地区にほとんど知らせていない。

強く訴えかけることで、高所得国の地区が、低所得国の開発努力を目指して奨学生をより多く寄贈するのを促すことになると考えられる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際親善奨学生を任意で選んだ低所得国の候補者に寄贈し、このような国々の学生の教育機会を増進するよう、高所得国の地区に呼びかけることを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-147

ロータリー世界平和奨学生のためにもっと開発途上国から奨学生の選出を考慮することを
管理委員会に要請するよう、RI 理事会に要請する件

紛争が起こっている開発途上国の若者たちは、先進国の若者たちと比べ、世界平和と紛争解決に対してより堅固な意欲をもっている。

これまで高い割合で先進国から奨学生を選出してきたが、むしろ今後は、ロータリー世界平和奨学生のためにもっと開発途上国の学生を選出することが望ましい。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー世界平和奨学生のためにもっと開発途上国から奨学生の選出を検討することを管理委員会に要請することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-151

人道的プログラムに追加資金を配分することを考慮するようを管理委員会に推奨することを
考慮するよう、RI 理事会に要請する件

世界中で人道的補助金に対する要望が大きく高まっている。というのも、そのような補助金は、少数の個人を援助するプログラムのための資金に対する需要と比べ、地域社会の大勢の人々のニーズを満たすからである。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、将来、人道的補助金により高い割合の資金を配分することを考慮するよう、ロータリー財団管理委員会に推奨することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-152

エイズ孤児ケアのためのマッチング・グラントの建設規制を緩和することを
管理委員会に奨励することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

2010年までにボツワナには214,000人の孤児がいるだろうとユニセフは予測している。現在、推定90,000人のうちわずか40,000ほどしか出生登録されておらず、システムはほとんど機能していない。

ボツワナでは、15歳から45歳の人口の36パーセントがHIV陽性であり、これは世界で報告されている中で最も高い率である。過去30年間の驚くべき社会・経済的発展のすべては、HIV／エイズの全国的流行によって中断されている。

政府は、資本支出および周期的な維持費の両面で相当な援助を提供できるだけの資金を有している。欠けているのは意欲のある職員である。奉仕団体やその他市民による社会／自治体基盤の団体が火付け役となることができるのは、まさにこの部分である。孤児は、直接または間接的に職員たちの親戚にあたり、そこに動機づけの機会が存在している。

1960年代、1970年代、1980年代、政府はIpelegeng（自助）と呼ばれる地域社会開発計画を立てていた。村またはCBOが設備の資本費用の10パーセントを集めれば、政府は残りの90パーセントを提供すると考えられる。

我々は、孤児施設のためのこの計画を再び浮上させるために、政府の高官に働きかける必要がある。厳しい状況あるいは上記のような深刻なパーセンテージで資格のあるほかの地区は、このような資金を受けるすべを持たない。ボツワナの5つのクラブにとって、この計画が再導入され（そしてマッチング・グラントの受領資格基準が緩和される）なら、我々は自らの慈善資金50,000ペーラを、マッチング・グラントを利用して200,000ペーラとし、そして政府による90パーセントの資金提供により2,000,000ペーラにすることができると考えられる。

孤児問題に取り組むために、このような40対1の資金増幅が必要とされている。そして、政府が提供を開始しようとしている無料の抗レトロウィルス薬（ARV）治療が感染者の死亡率を減少させ、あるいはワクチンが入手可能になった場合には、仮定として10年後には、設立された孤児院および日中養護センターを学校や研修施設などとして漸次利用できるようになる。

要約として、ボツワナの状況に照らし中期的に見ると、我々が今、来たる状況に対処するにあたり甚大な努力を払わない限り、適切に育てられ、教育を受けることのできる次世代の若者はいなくなってしまう。ツワナ語で「将来の世代」は「Bokamoso」（明日の人々）と訳される。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は次のことを考慮することとする。

0歳から15歳人口の孤児の率が、ユニセフあるいは世界保健機関（WHO）が深刻あるいは厳しい状況であると分類した一定の線を越えた国あるいは地区において、マッチング・グラントの受領資格基準で認められている建築の種類に関する規定を緩和し、適切に設計かつ建設された孤児施設ならびに孤児養護センター内の教室、台所、寮施設などを、このような施設の維持にかかる周期的な費用が確保され、ロータリー・クラブ以外の合法な団体が建物が建設される土地あるいは建物それ自体の所有者として記録され登録されていることを確認するための適切なビジネス計画書が申請者であるロータリー・クラブにより提出され、RIがそれに満足した場合には、これを認可することを考慮するようロータリー財団管理委員会に奨励する。

（本文終わり）

採択決議案 04-155

財団プログラムのために電子による提出および手続き方法の実施を考慮するよう、RI 理事会が
管理委員会に要請を行うことを要請する件
マッチング・グラント、研究グループ交換、国際親善奨学金および全ロータリー財団プログラム
は、「電子による業務」の実施方法の導入から利益を受けることができる。

現在、ロータリー財団のマッチング・グラントは、ロータリーの地区レベルと RI 事務局の両方に
おいて、かなりの部分が人的手続きでおこなわれている。

多くのマッチング・グラントの申請は、現在、提出者へ欠落事項の不備として送り返されている。

インターネットを基盤にした電子による提出手続きは、自動的な申請書の検討とオンライン上で
の支援を行えるので、申請書は、電子受理される時点で漏れなく記入でき、迅速に処置するこ
とができる。

申請書の検討、提出された補助金の優先順位と承認は、オンライン上で行われ、数人のロータ
リアン評価者の査評が電子的に取得でき、高上がりとなる旅費の節約になる。

資金の電子支給が出来るので実際の小切手を紛失する危険がないことになる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー財団プログラムのためのイン
ターネットを基盤にする電子提出と電子手続きを実施することを考慮するよう、ロータリー財団管
理委員会に要請することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-157

ロータリー財団の推進計画「毎年、すべてのロータリアンが」を正式に支持する件

2001 年規定審議会は、2005 年のロータリー 100 周年までに、ロータリー財団に一人当たり米貨
100 ドルを毎年寄付するようすべてのロータリアンに奨励するという、決議 01-276 号を全会一致
で採択した。

ロータリー財団へ毎年米貨 100 ドル以上を寄付することをすべてのロータリアンに奨励するとい
う目標を達成するため、ロータリー財団管理委員会は、「毎年、すべてのロータリアンが」年次プ
ログラム基金推進計画に関する事務総長の報告を受理し、正式に支持した。

2005 年までに一人当たり米貨 100 ドルという目標は、紛争を解決し、人権を擁護し、疾病を根
絶し、飢える人々に食糧を与え、子供や成人を教育し、世界理解と平和を培うことによって、貧
しい地域社会や国々を建て直すのに役立つ、人々の生活を変えるような財団のプログラムを増
進するための重要な鍵である。

国際ロータリー理事会は、推進計画「毎年、すべてのロータリアンが」を正式に支持している。し
かるが故に、

国際ロータリーの決議により、2005 年までに一人当たり米貨 100 ドルの目標を達成するために、「毎年、すべてのロータリアンが」を 2004 年規定審議会が正式に支持することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-166

プログラムおよび口座直結寄付のために資金の電子送金方式を提供することを考慮するよう、
RI理事会が管理委員会に要請を行うよう要請する件

ロータリーの百周年記念の目標は、ロータリアン全員がロータリー財団の「財団の友」会員になることである。

多くの慈善団体では、既に、1 回限りと繰返しの両方式による銀行口座の回線接続振込み能力を備えている。

RI ウェブサイトによる寄付は、現在、1 回のクレジットカード取扱い処理であり、クレジットカードの種類を規制し、また不必要的クレジットカード使用料がかかる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー財団管理委員会が次のことを考慮するよう要請することを考慮することとする。全ての財団プログラムのための資金の電子送金方式を提供し、クレジットカード使用料を避けるために電子為替を通じてロータリアンの銀行口座からの回線接続寄付(一括寄付および定期的な自動引き落としの承認)を助長すること。

(本文終わり)

採択決議案 04-170

地区の編成を、最低限 40 クラブがあれば認可することを RI 理事会に
考慮するよう要請する件

新地区を形成するための最低限 75 のクラブ数は、ロータリーが既に存在し十分に確立されている地域において、また一様な文化、民族、言語的背景が存在する地域においては、適切な数であろうし、ロータリーの活動を着実に成長させるという意図に適うものであろう。

このような状況は、東欧、中欧、南欧、北東アフリカ、中央アフリカ、中近東など、世界の一定地域には存在しない。

新しく発展中のロータリー地域のロータリー・クラブおよびロータリアンは、ロータリーを正しい方向に発展させるためには、既に発展したロータリー国におけるよりもさらに指導力や指針を必要とする。

現在、クラブの数が 40 以下、またはロータリアンの数が 1,000 名以下の地区が世界中におよそ 40 存在する。

広大かつ多国籍の地区を確立することによってロータリーの多文化、国際的性質を示すという考えは、理論的に素晴らしいものであり、ロータリーの理想に一致しており、実際の体験は多く

の場合、望ましい質的および量的結果をもたらしていないことを、明確かつ劇的に示している。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区編成の方針により柔軟な規則を適用し、ある程度一様な文化、民族および言語的背景を有する歴史的に発展してきた地域や妥当な期間内で地区を形成し、発展させることが不可能な地域では、最低限 40 のクラブがあれば地区を形成することを認めることとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-172*

地区の境界の変更手続を改正する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 231 ページ)

第 15 条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、クラブ数が 30 未満あるいはロータリアンの数が 1,000 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。細則の後段にこれと異なる規定のある場合を除き、関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、既存クラブ数が 30 以上あるいはロータリアンの数が 1,000 名以上のいかななる地区の境界をも変更してはならない。理事会は、関係地区的ガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対し、推奨事項を提供する機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-174

地区の合併を許可することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、「ロータリーの綱領」を満たすために運営管理上、財政上または法律上有益であるとみなされる場合、地区の合併、あるいは法人としての登録に賛成することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-176

地区番号に地理的な標示を付記することを考慮するよう RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区が番号で確認されるだけでなく、地理的なゾーンによる標示により、地区が通信という観点から、特に媒体機関に関してさらに明確になるよう必要な手立てを取ることとする。

例: 第 1650 地区 フランス/ブルタニー地方
第 5750 地区 米国/オクラホマ州

(本文終わり)

採択制定案 04-190

RI 理事会の承認なしに、地区の境界外で地区大会を開くことを許可する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 232 ページ)

第 15 条 地区

15.040. 地区大会

15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。理事会は、二つ以上の地区が合同して関係地区の境界内で連合大会を開くことを認可できる。例外的な場合に、当該地区的境界外で地区大会を開くことも認可できる。

(本文終わり)

採択決議案 04-195

地区大会における会長代理に関する方針を改正することを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

ロータリーの組織は、限られた数の地区から今日の約 525 地区まで成長し、全ての地区大会に会長の個人的な代理を派遣する状況も変化した。

管理運営費の削減が必要とされている。

数多くの地区は、このような訪問はわずかな価値しかないと考えている。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリーの理事会は、それぞれの地区がその大会に会長の個人的な代理が必要であるかどうかを決めるようにすることとする。地区が、会長代理を要請する場合、地区が旅費をふくむ訪問に関する全経費を負担することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-196

地区大会の必要条件の改正を考慮するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は次を考慮することとする。

地区大会が以下の各点に沿うよう、地区大会の必要条件を改正する。

- 開催期間は 1 日未満および 4 日以上としてはならない。
- ロータリーを内容とする本会議とグループ討論に少なくとも 6 時間を充てなければならない。
- RI 会長代理は、最低 1 回は大会で講演する機会があるように計画しなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-205*

地区の財務報告義務を改正する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 234 ページ)

第 15 条 地区

15.060. 地区の財務

15.060.4. 地区財務の監査年次財務諸表および報告書

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、資格条件を備えた会計士による独立検査を受けた地区財務の年次監査報告財務諸表および報告書を提出しなければならない。この監査報告書は、次の地区大会に提出され、(必要であれば)討議に付され、正式に採択されなければならない。この年次財務諸表および報告書の詳細は、次の項目を含むが、これらに限るものではないものとする:

- (a) 地区のすべての資金源(RI、ロータリー財団、地区およびクラブ);
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金;
- (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべくを指定したロータリー財団の資金;
- (d) すべての地区委員会の資金業務処理;
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理;
- (f) 地区資金のすべての支出;
- (g) RI からガバナーが受け取ったすべての資金。

年次財務諸表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-206

地区財務年次報告書の採択を義務付けている規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 234 ページ)。

第 15 条 地区

15.060. 地区の財務

15.060.4. 地区財務の監査報告

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、地区財務の年次監査報告を行わなければならない。この監査報告書は、全てのクラブが代表を派遣する権利をもち、また 30 日の通知期間が与えられ採択のために地区財務報告書が提出される次の地区会合に提出されることになるが、あるいはもしもそうした会合が開催されない場合は、次の地区大会に提出され、(必要であれば)討議に付され、正式に採択されなければならない。

(本文終わり)

採択決議案 04-214

クラブやロータリアン個人に RI から送付されるすべての郵送物を、RI が地区ガバナーにも送付することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

クラブおよびロータリアンは RI から、地区ガバナーが知らない書簡を受け取る。

地区ガバナーはそれらの書簡によって、返答の準備ができていない質問を受けることがよくある。

地区ガバナーは、RI から地区内への連絡情報を把握すべきである。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・クラブおよびロータリアン個人への郵送に地区ガバナーを含むよう考慮することとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-215

RI の目的を改正する件

国際ロータリ一定款を次のように改正する（手続要覧第 183 ページ）

第 3 条 目的

RI の目的は：

- (i) ロータリーの綱領を推進するプログラムや活動に従事する上で、RI のクラブおよび地区を支援すること；
- (ii) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；
- (iii) RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

(本文終わり)

採択制定案 04-217

RI の長期計画に関する手続の件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条より(手続要覧第 193 ページ)

第 5 条 理事会

5.010. 理事会の任務

理事会は、RI の目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および独創的組織の保全、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI 定款の第 3 条の目的を果たすため、理事会は長期計画を採択するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で長期計画の進捗について報告しなければならない。

および第 6 条(手続要覧第 198 ページ)

第 6 条 役員

6.140. 役員の任務

6.140.1. 会長

会長は、RI の最高役員とする。会長は:

- (a) RI の第 1 の代弁者とする;
- (b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する;
- (c) 事務総長の仕事を見守り、事務総長に助言する;
- (d) 事務総長と事務局の業績の評価を少なくとも年 1 度理事会に報告する;
- (e) 理事会が採択した長期計画に準拠し、その職責に属するその他の任務を執行する。

第 16 条より(手続要覧第 236-37 ページ)

第 16 条 委員会

16.040. 特別委員会

第 16.010.節から 16.030.節までの規定は、指名委員会または細則第 16.100 節および 17.075 節の下に結成された委員会には適用されない。

16.100. 長期計画委員会

理事会は、6 名から成り、各委員は 6 年の任期を務め、隔年毎に 2 名ずつ任命されるものとする。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。長期計画の立案、RI プログラムと活動、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI 理事会、または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知後、年に 1 回会合を開くものとする。また、会長あるいは RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所にお

いて、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。長期計画委員会は、理事会の検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また更新するものとする。長期計画に関連し少なくとも3年毎にロータリアンおよびロータリー・クラブを調査し、検討を行い、理事会に提案を行うものとする。
来る年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうか判定するためにそうしたプログラムについて会長エレクトと協議し、検討する。また理事会により指定されたその他の任務を実施するものとする。

16.100.1. 委員会への連絡責任者

会長は、そうした委員会と理事会の連絡責任者を任命するものとし、任期は2年とするものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-219

長期計画目標および趣旨項目を推薦する件

国際ロータリー理事会は、長期計画が国際ロータリーのために必須であることを確定した。

国際ロータリー理事会は、目標および趣旨項目をもつ長期計画を採択した。

次の項目を含む国際ロータリーの長期計画の目標および趣旨項目を、2004年規定審議会に推薦するものである。

第1目標:ポリオの撲滅

趣旨項目

1. ロータリー財団並びに協同提唱者による撲滅活動の完了のために、資金充当と人資源の擁護にあたる。
2. できるだけ早い期日までに撲滅証明を達成するため、世界的な長期計画活動に参加する。
3. ロータリアンおよび一般公衆に、ロータリーがポリオ撲滅活動に関与していることについて高レベルの認識を維持する。

第2目標:プログラムの重点分野の明確化

趣旨項目

1. RI会長あるいは理事会によりプログラムの主眼が毎年変わることを排除し、そして各規定審議会に推薦するため、一貫した多年度にわたる奉仕プログラムを把握し、実施し、評価するための手順を策定する。
2. クラブの活動を結束させ、それぞれの地域社会のニーズに応えるよう個々のロータリー・クラブに機会、柔軟性、および奮起を奨励するプログラムの主眼を策定する。

3. プログラム目標を一層達成するために、他の組織団体と協同活動にあたる機会を押し進める。

第3目標:新規法人協賛プログラムの重点分野の選定

趣旨項目

1. 成果の標準測定方法を含む、将来の法人協賛プログラムの選定に使用される基準を作成する。
2. 将来の法人協賛プログラムを見定める手順を作成する。
3. 選定された法人協賛プログラムのために、組織全体の総意を定着させる計画案を作成する。

第4目標:管理統轄/指導組織構成の手直し整備

趣旨項目

1. ロータリー・クラブへの奉仕に一層の能率性を達成するために、組織の管理資源をさらに有効に活用する計画および手順を立案する。
2. 承認された組織の主眼、計画、プログラム、および支出費用に関し、組織の会長、理事会および指導組織構成の権限を規定する立法案を用意する。
3. 組織のプログラムのためにある期間にわたって主眼を持続させ、また長期計画委員会が理事会のために毎年報告書を作成し、替わってその会期中に規定審議会に上程しなければならないことを規定する立法案を用意する。
4. RIの中核的な価値を見定め、管理統轄事項に関連させ、定款規約および組織規定の章典にそうした価値を盛り込む。
5. すべてのレベルにおいて管理統轄に関する責任者それぞれの役割を画定する。

第5目標:全てのレベルにおける研修活動と教育活動の充実

趣旨項目

1. 全クラブ、地区および国際レベルの指導者層の職務遂行に必要な知識および技能を明確にし、現在の研修プログラムの有効性を査定するために徹底した分析を行う。
2. 明確にされた知識および技能を提供するための研修プログラムを開発する。

第6目標: 世界中における会員組織の増大と一体化

趣旨項目

1. 組織内の文化の多様性の認識と保存を規定する計画を策定し、実施する。

2. 現在の慣行の査定に基づき、会員増強および退会防止の総括的な計画を立て、実施する。
3. クラブを維持できるすべての国および地域社会へのロータリーの拡大のための総括的な計画を立て、実施する。
4. 会員に事業および自己開発の機会を提供する適切な週例会の重要性を強調する。

第 7 目標： 公共イメージの高揚

趣旨項目

1. 現在の公共イメージ推進活動の成果を判定するために検討手順を作成する。
2. 2004-05 年度を通じ、シカゴ地域を特に強調し、百周年の趣旨項目に付随してロータリーの公共イメージを高める機会を最大限活用する。
3. すべての報道機関を活用し、地域の違いを認識して広報活動に多様な取り組み方法を適用する。

(本文終わり)

採択制定案 04-222

元会長審議会の任務を明確にする件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 242 ページ)。

第 19 条 その他の会合

19.030. 元会長審議会

19.030.3. 任務

元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の仲裁者としての役割を果たすものとする。

19.030.4.1. 国際大会および国際協議会での会合

元会長審議会は、国際大会および／または国際協議会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を開くものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-232

特定の任命を行う時期の検討を会長エレクトに推奨することを考慮するよう、 RI 理事会に要請する件

RI 委員会、実行グループ、プログラム・コーディネーターの役職の任命は、被任命者が 7 月 1 日の就任開始に間に合うよう行われる。

これらの役職の多く、とりわけ実行グループ・メンバーおよびコーディネーターは、地区ガバナーと密接な連絡を取り、協力して仕事をする必要がある。

しかし、ガバナー・エレクトは、これらの任命が遅過ぎるために、地区の研修会合や目標を達成するための支援を受けられないことがしばしばある。任命と就任は、国際協議会にて人事およびプログラムの目標を把握するのに間に合うように行われるのが望ましい。こうすることにより、ガバナー・エレクトに十分な情報を伝え、来る PETS および地区協議会でかかる担当者より援助を求めるよう奨励することができる。役職によっては、ロータリーライブではなく、暦年に従ったほうが良い場合もあると考えられる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次のことを考慮することとする。地区ガバナーと密接に連絡を取り、協力し合える関係を築くことが必要とされる役職の任命と就任は、ガバナー・エレクトが国際協議会において特定の担当者が誰であるかを知り、自分たちが代表するプログラムを推進するために、地区の研修会合を援助してもらえるかどうかを知ることができるように取り計らうことを、会長エレクトに奨励する。

(本文終わり)

採択制定案 04-233

8 年ごとにゾーンの境界を見直すことを要請する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 220 ページ)

第 12 条 理事の指名と選挙

12.010. ゾーン制の理事の指名

12.010.4. ゾーンの境界の定期的見直し

理事会は、少なくとも ~~128~~ 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

(本文終わり)

採択決議案 04-235*

2004 年にゾーンの再編成を考慮するよう、RI 理事会に要請する件

最後にゾーンの再編成が行われたのは 1995 年であった。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区、ゾーン、国におけるロータリアンの会員状況に基づき、34のゾーンを再編成し、2005年7月1日付をもって有効とすることを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-238

RIの試験的プログラムとしてロータリー・リーダーシップ研究会を採択することを考慮するよう、
RI理事会に要請する件

ロータリー・リーダーシップ研究会プログラムは、ゾーン31と32(米国)によって開始され、これと同じプログラムが多くの地区によって採用され、成功を収めている。

このプログラムは、ロータリアンのロータリーに関する知識を増し、ひいては指導者の質を高め、会員の退会防止を助長する。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・リーダーシップ研究会を、国際ロータリーの試験的プログラムとして採用することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-244

インターネットの事業者間の問題解決法を活用して、ロータリー・クラブ、ロータリー地区および国際ロータリー間に電子通信処理を実施することを考慮するよう RI理事会に要請する件

実業界において、効率を高め費用を低減するために事業者間の電子通信処理が必要であるという認識がある。

ロータリー・クラブは、会員名簿を維持し、会費を徴収し、奉仕プロジェクトを管理し、ロータリー財団のために寄付を集め、認証クレジットを提供することが全て地元で可能となるべきである。

ロータリー・クラブおよびロータリー地区は、連絡業務を電子により遂行できる全面的な能力をもつべきである。

ロータリアンは、情報の多部数の複写が求められる場合、あるいは多くの情報集積体への情報再入力を必要とする場合に効率の悪さを経験している。

国際ロータリーは、電子通信を活用する事業者間通信業界におけるリーダーであるべきである。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ、地区および国際ロータリー間の支払い電子送金および情報交換のための電子による事業者間の問題解決法を実施することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-246

ロータリー・クラブのためにドメイン名称を大量購入するために、主要な世界規模のウェブ・ドメイン記録登記の一つと調整を計ることを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

世界中を通じロータリー・クラブがインターネットを使用することが増えており、意思の疎通と情報の伝播を高めている。

30,000 以上のロータリー・クラブが可能性としてインターネットのドメイン名称を必要とすると思われるが、通例、年間およそ米貨 25 ドルかかると思われる。

RI は、世界中の全クラブのために参加クラブに請求される年間費、各およそ米貨 4 ドルないし 5 ドルの低額で www.rotaryclubofxxxxxxxx.org といったドメイン名称の大量購入を交渉することが可能であると思う。

その結果によるドメイン住所の標準化とかなりの節約は、ウェブ・ページをもつ現存クラブにとって非常に有益であり、またウェブ・ページの設置を考慮するクラブにとりより大きな激励となる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、最低額、あるいは国際ロータリーに一切費用をかけることなく、割引料金で標準ドメイン名称をクラブに提供することになる価格でクラブが利用できるようにする、適切な世界規模のウェブ・ドメイン名称の大量購入を交渉することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-255

地元の広報への支援を増加することを RI 理事会に考慮するよう要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会およびロータリー財団管理委員会は次のことを考慮することとする。地元向けの継続的な広報推進活動に対する支援および奨励により力を注ぐこと。その活動とは、報道機関から少なからぬ注目を集め、国際ロータリーにとって好ましい広報を行い、ロータリー財団に対する国レベル、また国際レベルの両方で財政支援をもたらすことのこと。

(本文終わり)

採択決議案 04-256

成功したクラブ・プロジェクトを継続して広報することを理事会に考慮するよう要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・ニュースおよび各種報道機関を通じて、一般市民の理解と好ましい認識が得られるような取り組みを継続的に行うことを行うことを考慮することとする。具体的には、公共奉仕放送、RI 向け広告、専門職務者対象の会議や大会への出席、地元において成果を上げたクラブ・プロジェクトを継続的に広報する活動である。

(本文終わり)

採択決議案 04-257

会員リストの公開に関する現在の方針の改正を考慮するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリアン本人の明白な許可がない限り、いかなる他団体にも会員リストや会員の連絡先情報を開示することを禁止するよう、現在の方針を修正することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-262

マンダリン語(標準中国語)を RI 公式言語に含めることを考慮するよう RI 理事会に要請する件

台湾には 7 つのロータリー地区に約 16,000 名の中国人ロータリアンがおり、マカオ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイの中国系ロータリアンと合わせると総計 25,000 名となり、これは公式言語の関して RI が定めている基準を満たしている。

中国本土では、13 億の中国人がコミュニケーションのためにマンダリン語を使用している。

将来、中国本土にロータリーが拡大し、RI がそれを承認するうえで、マンダリン語と中国語によるロータリー出版物が大きく貢献すると考えられる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、マンダリン語を国際ロータリー公式言語の一つとすることを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-271*

RI の第 2 標語から性別限定用語を削除する件

「超我の奉仕」および「最もよく奉仕する者、最も多く報われる」は、1950 年規定審議会(50-11)で採択されたロータリーの標語である。

「超我の奉仕」は、1989 年規定審議会(89-145)で、ロータリーの第 1 標語として決定された。

2001 年規定審議会決議案(01-678)は、標語や声明文から性別限定用語を削除するよう、将来的審議会に提出することを RI 理事会に考慮するよう要請することを採択した。しかるが故に、

2004 年規定審議会が「They (旧 “He”) Profit Most Who Serve Best」をロータリーの第 2 標語として採択するよう決議する。

(本文終わり)

採択決議案 04-273

ロータリーにおいて歴史的に重要な声明や文書の原文の用語を保存することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件
性別を示す言葉の使用を避けることを考慮するのは当然のことである。しかし、この規則は、この規則が定められる以前から存在していた文書に遡って適用させるべきではない。

ロータリーの歴史に重要な声明や文書に関しては、原文を保存すべきであり、性別を示す言葉が含まれているという理由のみで、安易に修正すべきではない。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーにおいて歴史的に重要な声明や文書の原文を保存することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-290

職業の倫理的規範に対するロータリーの決意を実証する事業生活の充実、育成を強調し、これらの道徳基準を実践する会員を探し出す件

国際ロータリー創立の原理原則の一つは、事業および専門職務における倫理に対する関心であり、その推進であった。

この倫理に対する関心は、ロータリアンの主要目的が、特に、有益な事業の基礎として鼓吹しこれを育成することを明記している「ロータリーの綱領」の次の各項を鼓吹し、育成することにある。事業および専門職務の道徳水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。

1910年の早い頃から、事業および専門職務の倫理を高める会員を育成するという国際ロータリーの熱意は、商取引の方法のための委員会の設置により実証された。

こうした委員会の責任は、進歩的かつ尊敬に値する商取引の方法を推進する方法および手段を考慮することであった。

事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意は、引き続きロータリアンがおよそ半世紀にわたり信奉してきた規約である「四つのテスト」に明らかである。

四つのテストは、次の通りである：

- 言行はこれに照らしてから
- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

この規約の作成者、RI 元会長ハーバート・テイラー氏は、その当時、自社のための指針として創案したと語っている。私たちは、第一に、従業員の雇用にあたって十分な注意を払い、第二に、彼らが自分の会社で順調に働いてゆくに従い、より優れた人間となるよう援助することを決めた。

テイラー元会長は、ロータリアンは、倫理感をもって思いやりの心で他の人々に奉仕するよう尽力することを強調した。

国際ロータリーの決議により、すべてのロータリアンは、事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意を実証する生活を掘り起こすべく引き続き献身することとする。

さらに、国際ロータリーの決議により、21世紀を迎える活動の第二の100年に入るにあたり、ロータリー・クラブは、ロータリーの高い道徳的水準を実証する個人を探し出し、また関心を引き付けるよう頗著な記録を継続して構築することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-294

「Rotary International」を大文字で書くことを義務づけることを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

組織名は、大文字で書かれている場合には、出版物や新聞、ポスターなどにおいてより識別されるものである。

人々は、大文字であるがゆえに UN、UNICEF、RED CROSS、WHO をより簡単に識別することができる。

我々は ROTARY という名前を推進しなければならない。

ロータリーの歯車は細かく統制されており、簡単に識別できる。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべて大文字で書くことを義務づけることによって、「ROTARY INTERNATIONAL」の名称を直ちに統制することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-295

創立百周年記念行事の一環として 2005 年 2 月 23 日に RI 代表団が各国の元首を訪問する手筈を整えることを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーは、寛容と世界理解および平和の追求に尽力している団体であり、RI の創立百周年の記念日である 2005 年 2 月 23 日に特別記念行事を考慮するものである。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 代表団が平和のメッセージを携え、各國の慣例および特別な事情を考慮に入れ、2005 年 2 月 23 日に各國の元首を訪問することを決定する可能性を考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-304

仲裁の指針を作成することを RI 理事会に考慮するよう要請する件

標準ロータリー・クラブ定款に仲裁手続を含めるよう、制定案が提案されている。

それぞれの社会および地域において密接な接触によりもたらされる、心構え、信条および文化の多様性の増大とともに個人同志の関係の性質や地域社会における個人の相互依存が、紛争および争議および解決のための技能および理解を必要とする近代の地域社会形態を増大させている。

国際および地域レベルの両方における人間的な特質と紛争は、地元クラブや地域レベル、全国的な指導者、幅広い国際的あるいは世界的なレベルにおける調和や平和に対する卓越した寄与者が注目を集めるなどに代替的な紛争解決の技能や手順を作成するにあたって極めて共通したものがある。

ロータリーは上記の事柄に免疫があるわけではない。

ガバナーやその他の役員といったロータリアンが多岐にわたる問題や決定を仲裁したり、不適切な知識、技能あるいは時間がない人々が求められる今日の訴訟まみれの社会にあってそうしたきっかけを与えないことであり、最善を下回る結果しか得れないだけでなく、国際ロータリー、RI 理事会やクラブが訴えられる状況に晒される可能性がある。

もしも時間と有用資源が悪い結果をもたらす可能性をもち、会員たちにとって多様性から生じる仲裁の立場に責任をとるという心構えや技能を育成するよりもむしろ防衛の立場に立たざるを得ないとすると、今日の世界で多々必要なロータリーの奉仕、楽しみの文化を達成することや平和と友好を構築することは、縮小されることになるであろう。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべての適切なロータリーの地域においてロータリアンのために代替の争議の解決方法あるいは仲裁についての手引書を作成し指針を設定することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-306

登録料を安くするために、国際大会組織の費用を少なくすることを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

より発展途上の国の多くのロータリアンは、国際ロータリ一年次大会への出席は高額であると考えているのは事実である。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際ロータリ一年次大会を組織するための現在の手続を見直し、年次大会の登録料の減額を含めた費用の減額をもたらすような方法および／または手段を見つけることを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-309*

地域会議を統合することができるかどうか検査することを考慮するよう、
RI 理事会に要請する件

ロータリーの地域会議は、目立って、同じクラブの役員および会員が出席している。

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、経費を節約するために、会長会議や RI 研究会などの地域行事を統合することができるかどうかを検査することを考慮するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-312

国際共同委員会に関する情報量を増やすことを考慮するよう RI 理事会に要請する件

国際共同委員会は、ロータリーの豊富な資源を提供することにより、ゾーン 10～18 のクラブや 地区が他文化のクラブや地区との友好的環境を作り出すうえで助けとなつた。

現存する国際共同委員会は、質の高い人道的プロジェクトを通じて長年の関係を築くことにより、 この目的のために重要かつ甚大な貢献を果たした。

国際共同委員会はもっと宣伝される必要がある。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際共同委員会の目的と運営に関する十分な情報量について検討し、ゾーン会合、特にガバナー・エレクトの研修の場である国際協議会において十分な情報を提供することを考慮することとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-314

すべてのロータリアンが RI の会合に出席することができるようにするさまざまな方法を 考慮するよう、RI 理事会に要請する件

研修目的のため、およびロータリー活動の将来のために、RI の会合を出席を望むすべてのロータリアンに出席可能なものとすることは重要である。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次のことを考慮することとする。

- 1) 会合の費用を安く抑え、可能であれば、出席する人々のさまざまなニーズに合う幅広い宿泊施設を提供するようあらゆる努力を尽くす。
- 2) すべての会合は、明確かつ文書で発行された目的を持つものとする。
- 3) 通常、支払いはクレジットカードによるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-317*

会長ノミニーの選出の規則を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第6条より(手続要覧第196ページ)

第6条 役員

6.050. 役員の資格条件

6.050.2. 会長

RI会長の候補者は、理事として全任期を務めた者であるものとする。

RIの会長候補者被選理事としてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。但し、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認められた場合はこの限りではない。

第11条(手続要覧第216-217ページ)

第11条 会長の指名と選挙

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.3. 指名委員会への提案

事務総長は、毎年、7月1日から7月15日の間に、会長を務める資格のある元理事全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、元理事に対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、8月31日までに事務総長に通知するように要請する。8月31日までに事務総長に回答しない元理事は、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会が召集される際に指名委員を務める意思のある元理事のリストをどう委員会に提出するものとする。事務総長は、委員会の名で、会長の指名に関し委員会に提案するようクラブに促すものとする。提案は、理事会の定めた書式によって、事務総長を通じて、9月1日までに、指名委員会に提出されるものとする。クラブは、理事会の定めた手続と準備の下に、希望すれば、事務総長またはガバナーから書式を入手できる。

11.050. 委員会による指名

11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。し、そして、ノミニーがその指名を受諾したこと、および就任の意思があり、また就任が可能であることを確かめなければならない。

し、そして、ノミニーがその指名を受諾したこと、
および就任の意思があり、また就任が可能であることを確かめなければならない。

11.060. 委員会報告

11.060.2. 候補者のリスト

委員会は、会合の閉会後、第11.040.3項の下にクラブから正式に推薦された全候補者のリストを事務総長に書式証言するものとする。

11.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、対抗という形で指名することができる。

11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第11.040.3項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知した先に指名委員会に正式に推薦された適格のロータリアンの氏名を対抗候補者として提案できる。対抗候補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーから事務総長に証明されなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したためた対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当該年度の12月1日までに完了しなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-328

RI 理事会の空席に関する規定を改正する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 195 ページ)

第 5 条 理事会

5.070. 選挙から任期の第 1 年目を終わるときまでの間の空席

5.070.1. クラブによるノミニーの選出補欠

理事に選挙された時期と任期の第 1 年目を終わるときとの間に、理事に空席が生じた場合には、その理事を指名したゾーン内のクラブは、空席となった理事の残存任期を務める後任の理事ノミニーを選出して、理事会による選挙に備えるものとする。このような選出は、可能な限り、理事ノミニー選出手続に従って行うものとする。このような選出手続は会長の定めるところによる。理事に空席が生じた場合はいつでも、どのような理由であれ、理事が同じゾーン(あるいはゾーン

内のセクション)から選出された時点で、残存任期を理事として務めるために選ばれる補欠を理事会が選挙するものとする。

5.070.2. 既設の指名委員会による選出補欠が任務を果たせない場合

理事に空席の生じた年度に当該ゾーンに理事指名委員会が設けられていたときは、その委員会が、その任務のほかに、空席となった理事の残存期間を任期とする理事ノミニーの選出に関する任務を行うものとする。いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たすことのできない場合には、他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン(あるいはゾーン内のセクション)から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

5.070.3. 元の指名委員会による選出

このような指名委員会が設けられていない場合には、空席となった理事の選出に関する任務に当たった指名委員会が、その空席を埋める理事ノミニーの選出に関する任務を行うためだけに、会長によって再招集されるものとする。

5.070.4. 理事の選挙

残存任期を務める理事ノミニーを選出した後、理事会が、会長の決定するところに従い、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、ノミニーを選挙するものとする。

5.080. 任期の1年目終了後の空席

理事の空席が、その理事の就任第1年度終了以後に生じた場合は、残余の理事が、空席の生じた当該ゾーン(またはゾーン内のセクション)から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-331

ガバナー・ノミニーの資格条件を改訂し、創立会長を務めたことを条件に付け加える件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 234 ページ)

第 15 条 地区

15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件

15.070.4. クラブの元会長であること

クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から 6 月 30 日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。但し、この期間は最低 6 カ月間とする。

(本文終わり)

採択制定案 04-333*

地区がガバナー・ノミニーを選出しなければならない日付を変更する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 226 ページ)

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 カ月以上 30 カ月以内に RI 国際大会で選挙されるロータリーライドの 1 月までに選出するものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリーライドの直前ロータリーライドに開催される RI 国際大会である。このようにして選挙されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-336

対抗候補者への同意に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 227 ページ)

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.8. 対抗候補者への同意

前記のように対抗候補者が提案された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものとする。ある 1 名の対抗者に同意する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の五つのクラブ、または年度初めにおけるクラブ総数の 10 パーセントのクラブによって同意された対抗候補者のうち、いずれか高い方の候補者のみが有効とみなされる。

(本文終わり)

採択制定案 04-337

ガバナーの指名に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 13 条(手続要覧第 227 ページ)

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.12. 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2名票以上の選挙人投票権を有するクラブの選挙人票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投票するものとする。

および第 13 条(手続要覧第 228 ページ)

13.040. 郵便投票の書式

13.040.1. クラブの投票

各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合は、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RI の加盟会員としての資格が停止されている各クラブは、投票に参加する権利がないものとする。クラブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が確認し、所定の封印された封筒に入れてガバナーに送付するものとする。

13.040.2. 選挙管理委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、選挙管理委員会を任命するものとする。委員会は 3 人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。選挙管理委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の同席のもと、開封されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-340

ガバナー選出の条項を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 13 条(手続要覧第 226 ページ)

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーを、RI 国際大会で選举されるロータリーハンガリーの 1 月までに選出するものとする。ガバナー・ノミニーが選舉されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリーハンガリーの直前ロータリーハンガリーに開催される RI 国際大会である。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限をもつものとする。このようにして選舉されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして 1 年の任期を務めてから、選舉後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

および第 13 条(手続要覧第 229 ページ)

13.040. 郵便投票の書式

13.040.5. 過半数より少ない投票

選挙において過半数の票を得た候補者がいない場合、獲得票数の最も多かった候補者二人の間で、決戦投票を行うものとする。二番目に多く票を獲得した候補者が同点のため複数存在する場合は、二位となった候補者すべてを決選投票に含めるものとする。第1回目の決選投票で過半数を得た候補者がいなかった場合、過半数を獲得する候補者が出るまで複数の追加決選投票を行うものとする。選挙または決戦投票で、二人の候補者がそれぞれ 50 パーセントの票を獲得し、そのうちの一人が指名委員会のノミニーである場合、そのノミニーが勝者として宣言されるものとする。もし、かかる二人の候補者のいずれも指名委員会のノミニーでない場合、ガバナーが二人の中からどちらか一方を勝者として選出するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-345

国際ロータリーの年次報告に、会長、会長エレクトおよび会長ノミニーならびに会長室に弁済され、または、すべての経費を明確に記載するよう要請する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 242 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.080. 報告

会計年度終了後の 12 月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長室、会長エレクト室および会長ノミニー室がそれぞれ、会長、会長エレクトおよび会長ノミニーに弁済されたすべての経費、および会長室、会長エレクト室および会長ノミニー室が会長、会長エレクトおよび会長ノミニーの代わりに支払ったすべての経費を明記するものとする。尚、この報告には、会長室に弁済されたすべての経費、および会長室の代わりに支払ったすべての経費を明記するものとする。さらに、理事会、年次 RI 国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。さらに、第 17.050.1 項に従って採択した予算、また必要であれば第 17.050.2 項に従って改訂した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RI の現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書入手できるものとする。規定審議会の直前の都市の監査報告は、審議会開会の少なくとも 30 日前まで事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-360

規定審議会の代表議員および理事指名委員会委員が、多数決により選挙されることを
義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条(手続要覧第 204 ページ)

第 8 条 規定審議会

8.050. 選挙人による代表議員の選挙

8.050.4. 代表議員と補欠議員

最高票数過半数の票を得た候補者を審議会代表議員とする。第 2 位の票数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。

および第 12 条(手續要覧第 222 ページ)

第 12 条 理事の指名と選挙

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.5. 指名委員と補欠委員

最高票数過半数の票を獲得した候補者を指名委員とする。第 2 位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

(本文終わり)

採択制定案 04-362

会長、執行委員会および事務総長の任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条より(手續要覧第 194-195 ページ)

第 5 条 理事会

5.060. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め 5 名以上 7 名以下のメンバーにより構成される執行委員会を任命することができる。執行委員会は、事務総長の業績の評価を少なくとも年 1 度理事会に報告する。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限の行使を委任することができる。このような権限は、既に RI の方針が確立されている事項に限られる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

および第 6 条(手続要覧第 198-199 ページ)

第 6 条 役員

6.140. 役員の任務

6.140.1. 会長

会長は、RI の最高役員とする。会長は:

- (a) RI の第 1 の代弁者とする;
- (b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する;
- (c) 事務総長の仕事を見守り、事務総長に助言する;
- ~~(d) 事務総長と事務局の業績の評価を少なくとも年 1 度理事会に報告する;~~
- ~~(e)(d)~~ その職責に属するその他の任務を執行する。

6.140.3. 事務総長

事務総長は、RI の最高管理業務執行役員とする。最高業務執行役員である事務総長は、理事会の指示監督の下に RI の日々の管理に責任を負う。事務総長は、RI の財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長は、また、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびロータリー・クラブに知らせるものとする。事務総長は、RI 事務局職員の監督に単独責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

および第 17 条(手続要覧第 239 ページ)

第 17 条 財務事項

17.050. 予算

17.050.3. 事務総長の支払承認予算に組まれている費用

事務総長は、理事会承認の予算の範囲内においてだけ、支払を認める権限を有する。RI の資金は、いかなる費用であっても、理事会の承認した範囲内の費用でなければ、使用してはならない。事務総長は、本サブセクションを施行する任務と権限を持つものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-370

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 237-239 ページ)

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは RI に、そのクラブの会員のおののおのにつき、次のように人頭分担金を支払うものとする。2004-2005 年度は半カ年米貨 19 ドル 50 セント、2005-2006 年度は半カ年米貨 21 ドル 50 セント、2006-2007 年度およびその後は半カ年米貨 23 ドル 50 セント。~~1995-96 年度より半カ年米貨 17 ドル 50 セント。~~ 人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.040. 支払時期

17.040.2. 四半期人頭分担金

会費を支払う半期の 7 月 1 日もしくは 1 月 1 日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおののおのにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。2004-2005 年度には米貨 9 ドル 75 セント、2005-06 年度には米貨 10 ドル 75 セント、2006-07 年度およびその後は米貨 11 ドル 75 セント。~~1995-96 年度より米貨 8 ドル 75 セント。~~ 四半期人頭分担金は 10 月 1 日と 4 月 1 日に支払うものとする。その金額は、規定審議会だけが変更できる。

(本文終わり)

採択制定案 04-387

クラブに、最低 10 名分の人頭分担金を支払うよう要請する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 237-238 ページ)

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

2005 年 7 月 1 日より、各クラブは、そのクラブの会員のおののおのにつき、次のように人頭分担金を支払うものとする。~~1995-96 年度より半カ年米貨 17 ドル 50 セント。~~ 但し、各クラブは半年ごとに、最低米貨 175 ドルを RI に支払うものとする。 人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.2. 追加会費

各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドル、または次回に予定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額を RI に支払わなければならない。2005 年 7 月 1 日より、会員数が 10 名に満たないクラブは、10 名分に相当する額の人頭分担金を支払わなければならない。 審議会臨時会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-392

ゾーン研究会における見通し 5 カ年計画に関する説明発表を義務づける件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 240 ページ)

第 17 条 財務事項

17.060. 財務見通し 5 カ年計画

17.060.4. ゾーン研究会における見通し 5 カ年計画に関する説明発表

見通し 5 カ年計画は、討議するためにゾーン研究会において理事が説明発表するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 04-396

RI の旅行方針を改正することを考慮するよう RI 理事会に要請する件

RI 会長、RI 会長エレクト、ロータリー財団管理委員会委員長、RI 元会長およびその配偶者は現在、公式なロータリー業務で旅行する際の航空機での移動において、ファーストクラスの使用が認められている。

理事会メンバー、現職および元管理委員とその配偶者は、公式なロータリー業務でビジネスクラスで旅行することが認められている。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、次のことを考慮することとする。

会長、会長エレクト、ロータリー財団管理委員長、管理委員およびその配偶者が、その就任年度にファーストクラスで旅行をし、その後には公式なロータリー業務においてビジネスクラスで旅行することを認めるよう、また、理事、管理委員、その配偶者が就任年度にビジネスクラスで旅行することを認める場合には、その後には公式なロータリー業務で他のロータリアンと同様にエコノミークラスで旅行することとするよう、国際ロータリーの旅行方針を改正する。

(本文終わり)

採択決議案 04-401

「手続要覧」を改訂し、次回の規定審議会に、組織規定を簡潔化し、規定審議会のプロセスを再検討するための立法案を提案することを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

規定審議会は 3 年に一度開かれ、その費用はおよそ米貨 500 万ドルである。

国際ロータリーの全地区を代表する代表議員は、当組織が莫大な費用をかけてこの会合に派遣されている。

当クラブは、このような業務を行うのに近代的テクノロジーを用いることによって、より費用のかからない方法があるはずであると考える。

当クラブは、国際ロータリーの現在の規則が複雑で冗長すぎると考える。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、上記の事柄に注目し、次の各点を検討する特別委員会を任命することを考慮することとする。

- 1) 規定審議会の現在の形式の効率および費用効果
- 2) 冗長を取り除くための「手続要覧」および組織規定の簡潔化
- 3) 上記 1) および 2) に効力を与えるため、RI 理事会を通して、2007 年規定審議会に立法案を提出すること

(本文終わり)

採択決議案 04-406*

ビデオ会議で規定審議会を実施するか否かを検討することを考慮するよう
RI理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、規定審議会に出席する代表議員の時間と費用を削減するために、ビデオ会議などの現代技術を使用する可能性を検討し、報告することを考慮することとする。世界的に技術構造を提供するために経費が必要となることが十分考えられるが、審議会に出席する代表議員の費用の減少により、数年後には相殺されると予想される。事前手続を行うことによって、規定審議会の代表議員の 30 パーセント以上から討論が必要との支持が得られなかつたすべての立法案を本会議から撤廃するために、通信技術を選定し用いるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-412

クラブ提出の立法案に地区の承認を要請する件

国際ロータリー細則を次のように改正する（手続要覧第 199 ページ）

第 7 条 立法手続

7.030. クラブ提出の立法案を地区で審議承認

クラブの立法案は必ず地区大会または RIBI 地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。地区大会または RIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第 13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、地区大会または RIBI 地区審議会で審議されたことと、その票決による賛否り承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。クラブは、地区大会の賛否にかかわりなく、審議された立法案を事務総長に送付しても差し支えない。

7.037. 正規の手続で提出された立法案；欠点、欠陥のある立法案

7.037.1. 正規の手続で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手續で提出した立法案と見なされる:

- (i) それぞれ、細則第 7.035.節、または定款第 16 条第 3 節、に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること;
- (ii) 立法案の提案者に関する細則の第 7.020.節の規定に合致していること;
- (iii) クラブが提出したとき、地区の審議および承認に関する細則の第 7.030.節の規定を満たしていること。

(本文終わり)

採択制定案 04-415

クラブ提案の立法案の地区審議に関連した手続きを明確にする件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 199 ページ)

第 7 条 立法手続

7.030. クラブ提出の立法案を地区で審議

クラブの立法案は必ず地区大会または RIBI 地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。地区大会または RIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第 13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、地区大会または RIBI 地区審議会で審議されたことと、または、郵便投票とその票決による賛否とを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。クラブは、地区大会の賛否にかかわりなく、審議された立法案を事務総長に送付しても差し支えない。

(本文終わり)

採択制定案 04-416

欠点のある立法案を、RI 理事会が規定審議会に回付しないことを是認する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 200-201 ページ)

第 7 条 立法手続

7.040. 立法案の審査

定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.4. 委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。

- (i) 正規の手續で提出されていない立法案
- (ii) 欠点または欠陥、矢陥がある立法案、提案者にこのような欠点または欠陥を修正するよう適切な改正を勧告したが、受け入れられなかつたもの、およ

び提案者は勧告されたが、審議会開会の 90 日前までに必要とされる改正を行っていない立法案も含む。

7.050. 理事会での立法案の審査

理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)は立法案本文の全部を点検し、欠点、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告するものとする。

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、第 7.040.4. 項に従い、制定案が (i) 正規の手続で提出されていない、あるいは、(ii) 欠陥または欠点があると決定し、できる限り適切な改正を勧告したが受け入れられなかった場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会でこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の 3 分の 2 の同意を得なければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-417

審議会決定の一時保留と無効に関する条項を明確にする件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 207-208 ページ)

第 8 条 規定審議会

8.140. 審議会の決定

8.140.5. 郵便投票によるクラブの投票承認された立法案の 1 件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1 カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日審議会閉会に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RI の加盟会員としての資格が停止されている各クラブは、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように、提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも 2 カ月後とする。

(本文終わり)

採択制定案 04-420

審議会代表議員候補者を地区内のいかなるクラブでも指名できるようにする件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 204-205 ページ)。

第8条 規定審議会

8.050. 選挙人による代表議員の選挙

8.050.3. 指名

地区内のクラブは、選ばれたうえは、進んでその任務に服する用意のあることを表示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のどのクラブ会員をも代表議員に指名することができる。クラブは、そのような指名を文書で行うものとする。その文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならぬ。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-423

特定の元事務総長を規定審議会のメンバーとする規定を削除する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第203ページ)

第8条 規定審議会

8.010. 審議会議員

8.010.5. 元会長および元事務総長

元RI会長全員、~~および事務総長を10年以上の期間にわたり務めた者は~~、審議会の投票権を有しない議員とする。

(本文終わり)

採択制定案 04-424

組織規定で使用されているローマ数字をアラビア数字に替え、内部で一貫性を維持するために、
RI定款の番号システムを改定する件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第183-187ページ)。

第1条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会:国際ロータリー理事会
2. クラブ:ロータリー・クラブ
3. 会員:名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
4. 年度:7月1日に始まる12カ月間
5. RI:国際ロータリー
6. ガバナー:ロータリー地区ガバナー

第2条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第3条 目的

RIの目的は:

- (i)(a) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること;
- (ii)(b) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある:

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること;

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること; あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること; そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること;

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること;

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 会員

第1節 構成。 RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 クラブの構成

(a) クラブは善良な成人であって、職業上良い評判を受けている正会員によって構成されるものとする。

- (i) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか; または
- (ii) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること; または
- (iii) 本サブセクションのサブサブセクション (i)(1) または (ii)(2) に挙げたいかなる地位からも退職していること

そして

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員が同一の職業分類において依然として活動している場合、その会員身分を保持できる。会員が引退した場合、または3年もしくはそれ以上奉仕した会員が住居または事業場を移転したため、上述の地域に関する必要条件を満たすことができない場合、クラブは、同会員の会員身分をそのままの職業分類で維持することができる。

(b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、ク

ラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。*

(c) RI細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 「クラブ」という語が不適切な意味をもつ国々のクラブは、RI理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない。

第3節 定款および細則の承認。 RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによってRIの本定款および細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第4節 例外。 本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブはその上限数を200とする。この試験的プロジェクトの実施期間は、5年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した際、RI加盟の承認、または再編成の許可を得たクラブの定款は、その時点で効力を持つ標準クラブ定款でなければならない。

第6条 理事会

第1節 構成。 理事会の定員を19名とする。RIの会長は理事会のメンバーであって、その議長となるものとする。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるものとする。

第2節 権限。 本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従つて、RIの業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に行うものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従つて、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

第3節 幹事。 RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権をもたないものとする。

第7条 役員

第1節 名称。 RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、および、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長および名誉会計とする。

第2節 選挙の方法。 RIの役員は細則の定めるところに従つて指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第2節 クラブの管理 クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款および細則の規定に適合するものでなければならない：

- (i)(a) 理事会によるクラブの管理。
- (i)(b) 地区に編成されている地区では、ガバナーによるクラブの管理。
- (i)(c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。

(iv)(d) グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI による、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの管理。

第9条 国際大会

第1節 時期および場所。 RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月中に開催されるものとする。但し、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 臨時国際大会。 非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を招集することができる。

第3節 代表。

(a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代表議員をもってクラブを代表させる権利をもつ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名または端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利をもつ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定すべきものとする。クラブはそのクラブのもつ1または2以上の投票行使する権限を1名の代議員にゆだねることができる。

(b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員たるそのクラブの会員または委任状による代理人を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 特別代議員。 RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 選挙人および投票。 正当な信任状をもつ代議員、委任状による代理人、および特別代議員が、国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めるところに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 目的。 規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 時期および場所。 規定審議会は3年に1度4月、5月または6月、できれば4月に招集されるものとする。その時期および場所については理事会がこれを決定する。但し、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 手続。 審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定によるクラブの決定にのみ従うものとする。

第4節 議員。 審議会の議員については細則に規定するところによる。

第5節 制定案と決議案を採択するための臨時会合。 理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならない非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、招集目的の非常時に關する理事会提出の立法案についてだけ審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されない。但し、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブの審議に付されるものとする。

第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

第12条 財団

第1節 RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭または財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、および、RIの余剰資金は、国際大会の認可を受け、財団の財産となるものとする。

第13条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第15条 解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたって男性代名詞(he, his, him)または女性代名詞(she, her, her)のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第16条 改正

第3節 手続

- (a) 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリーワークショップの前年度の6月30日までにRI事務総長の手許に提出されなければならない。
- (b) RIの事務総長は、適法に提出されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開催されるロータリーワークショップの12月31日までに各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。
- (c) 規定審議会は、適法に提出された改正案、並びにその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

更に、国際ロータリーは、国際ロータリー細則および標準ロータリー・クラブ定款を、ローマ数字をすべて削除し、代わりに該当するアラビア数字を用いるよう改正する。

(本文終わり)

採択制定案 04-425

RI組織規定から暫定規定を除去する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第8条(手続要覧第209ページ)

第 8 条 規定審議会

8.170. 暫定規定

暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

第 19 条(手続要覧第 241 ページ)

第 19 条 その他の会合

19.010. 国際協議会

19.010.2. 時と場所

理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は 2 月 15 日前に開催されなければならない。理事会は、国際大会開催地を選ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

第 19.010.2. の暫定規定

1998 年 7 月 1 日現在の RI の契約は、本規定にもかかわらず尊重しても差し支えない。

および第 22 条(手続要覧第 244 ページ)

第 22 条 ロータリー財団

22.020. 管理委員会

会長が、理事会の承認を得て、任命した 13 名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち 4 名は、RI の元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

22.030. 管理委員の任期

管理委員の任期は 4 年とする。管理委員は再選されることができる。

22.040. 第 22.020.2 節と第 22.030. 節に関する暫定規定

22.040.1. 1994 年 7 月 1 日現在の管理委員

第 22.020. 節にもかかわらず、1994 年 7 月 1 日現在管理委員を務めている者はすべて任命された任期を全うするものとする。

22.040.2. 暫定期間中に管理委員を務める元会長

暫定期間中の元 RI 会長の数が一時的に 4 人を超えるとしても、できるだけ速やか、かつ、公平に第 22.020. 節と第 22.030. 節を実施する権限を RI 理事会に与えるものとする。

更に標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する

第 6 条より(手続要覧第 248 ページ)

第6条 会員身分

第2節 種類 本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第2節に関する暫定規定 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

および第7条(手続要覧第249ページ)

第7条 職業分類

第2節 制限 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

(本文終わり)

採択制定案 04-426

指名委員会の手続きにより会長エレクトの空席を補充することに関する条項に規定手続上の修正を加える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第197ページ)

第6条 役員

6.080. 会長エレクトの空席

6.080.1. 次期国際大会前の空席

次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席を生じた場合は、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリーユニットの会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならぬ。このような会議を開くことができない場合は、郵便または電信による投票によって選出を行うことができる。

6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

指名委員会は、第 11.050 節と第 11.060 節と第 11.070 節に従って既に選出した会長ノミニーを繰り上げて会長ノミニーに指名できる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 04-427

組織規定を明確に解釈する特殊な立法案に関する件

国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第 187 ページ）。

第 15 条 解釈の仕方

RI 定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたって、次の解釈法則が適応されるものとする。
(Shall, is, are)と言う単語は「義務付け」を意味し、(may, should)と言う単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her, her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール (E メール) およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

(本文終わり)

採択制定案 04-444

仲裁の指針を提供する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する

第 11 条（手続要覧第 253-254 ページ）

第 11 条 会員身分の存続

第 6 節 会員身分の終結に提訴、調停または仲介を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴、調停を要求するか、もしくは第 15 条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。(c) 調停もしくは仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。調停もしくは仲介に使用される手続は第 15 条に規定された通りである。

- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、会員はクラブに提訴するか、本節(a)項に定める仲介に訴えることができる。

および第 15 条(手続要覧第 255 ページ)

第 15 条 仲介および調停

- (a) 意見の食い違い。理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって決着をつけるか仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第 11 条第 6 節の(e)項と(e)項に規定されている通りである。
- (b) 調停または仲介の期限。調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから 21 日以内に、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。
- (c) 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識が認められた有能な専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた書面による指針によって勧められたものであるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの指名者に要請することができるものとする。
- (d) 調停の結果。調停の結果によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を 1 部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの情報のためとして、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停約束を十分に履行していないと見なされた場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。
- (e) 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。
- (f) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって下された決定もしくは両仲介人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (g) 調停の失敗。調停を要求したが、調停に失敗した場合、論争当事者は本節(a)項に定める仲介に訴えることができる。

(本文終わり)

採択決議案 04-460

RI 会長指名委員会のメンバーの氏名の公表を、委員会が最初に会合を開くまでは
差し控えることを考慮するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリーの理事会は、本組織の手続を統制する必要性を認め、RI 細則の第 10 条 10.050.1. 節により厳密に従い、RI 細則の 11.040.1. 節を改正し、2007 年規定審議会に決議案を提出することとする。

事務総長は、会長指名委員会の委員を務めるべくゾーンが選出したロータリアンの氏名を通知されるものとするが、指名委員会が滞りなく召集された後でなければ、それらの氏名を理事会およびクラブに通知してはならないものとする。

国際ロータリーはさらに、事務総長が RI 会長指名委員会を務めるロータリアンの氏名を「Official Directory(公式名簿)」(電子版を含む)に、委員会会合後直ちに掲載する権限をもつと決議する。

(本文終わり)

採択制定案 04-467

事務総長を報酬を受ける唯一の役員と規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条より(手続要覧第 194 ページ)

第 5 条 理事会

5.030. 理事会の権限

5.030.3. 感謝の意の表明

~~理事会は、会長および会長エレクトの時間、努力および個人的犠牲を考慮し、その裁量により、会長および会長エレクトに毎年謝意の表明として謝礼を許可することができる。理事会が規定した経費弁済の方針に従い、許可された道理にかなった証明のある払い戻し以外は、会長または会長エレクトへのいかなる支払いも、毎年 RI の年次報告書、ロータリアン誌、またはその他世界中のロータリアンが何時でも見ることができる方法で全部公表しなければならない。~~

および第 6 条(手続要覧第 198 ページ)

第 6 条 役員

6.130. 役員の報酬

~~事務総長は報酬を受けるものとし、唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。理事会が規定した経費弁済の方針に従い、許可された道理にかなった証明のある払い戻し以外は、またはその他の役員や会長バニーへの支払いは、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切の支払いはないものとする。~~

(本文終わり)

採択決議案 04-525

重要な人道的ニーズに応える活動を継続するが、長期計画によって推奨されるまでは、
新たな法人協賛プログラムを採用しないようクラブに働きかける件

新たな法人協賛プログラムあるいは特別な世界的強調事項の採択を提案する数多くの決議案
が本審議会に持ち込まれたが、これらは否決あるいは保留となった。

審議会議員は、貧困、マラリア、結核、人口抑制、清浄水、識字、エイズ、地雷、危機下の児童
擁護、その他の人道的ニーズを含む(ただしこれらに限らない)重要な全世界的問題について
の深い懸念を表明し、確認することを望んでいる。

これら重要な全世界的問題は注目を集め、今後も RI 理事会およびロータリー財団管理委員会
の注目を引き続き集めるものと思われる。

ロータリアンおよび審議会に代表議員を派遣したロータリー・クラブは、人道的ニーズに適う幅
広いさまざまな活動に、全面的に取り組む構えである。しかるが故に、

国際ロータリーの決議により、国際ロータリーは、審議会で確認されたような重要な人道的ニー
ズに適う活動を継続するよう全クラブに働きかけ、奨励するが、新たな法人協賛プログラムプロ
グラムが長期計画によって推奨され、審議会で採択され、ポリオ・プラス・プログラムの目標が達
成されるまでは、現時点でそのようなプログラムを採択することは国際ロータリーの意図するこ
とではないものとする。

(本文終わり)

立法案反対表明書式

貴クラブが 1 つ以上の採択立法案に反対を表明したいと考える場合、この書式を複写し使用して差し支えありません。反対を表明する立法案 1 件につき 1 枚ずつの本書式を準備して下さい。
書式は、2004 年 10 月 18 日までにエバンston の世界本部に必着となります。

各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で、以下のように投票数を有するものとする。

会員数 投票数

1-37	1
38-62	2
63-87	3
88-112	4

などのように続く

私は以下に相違ないことをここに証明します。

1. 本クラブは例会において、以下の 2004 年規定審議会決議に対して反対を表明することに同意しました。

04-_____

2. (名誉会員を除く) 本クラブの 2004 年 1 月 1 日現在の会員数に基づく投票数(上記参照) :



日付: _____

会長: _____

署名

_____ アルファベット表記かふりがなを付けご明記ください

ロータリー・クラブ _____ 地区番号 _____

宛先 :

General Secretary
c/o Council Services Section
Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201 USA

**書式は、2004 年 10 月 18 日までに
エバンston の世界本部に必着となります。**